

令和8年度 春日部市一般廃棄物最終処分場 第一期 維持管理記録

1. 埋め立てた一般廃棄物の種類及び残余容量

埋め立てた一般廃棄物の種類	焼却残渣
残余容量	0㎡

※埋立期間 昭和58年2月～平成9年3月

※水処理は第2期浸出水処理施設にて実施

2. 最終処分基準省令の規定による擁壁、遮水工、調整池、浸出水処理設備、防凍の措置の点検

点検日	4/8	5/8												
点検結果	○	○												

※異常が認められた場合は×を記載し、下記に内容を記載します。

点検日	対応日	異常箇所	異常内容	措置内容

3. 放流水及び地下水に関する水質検査結果

(1) 一月に一回の測定項目

採取日(報告日)				4/8	5/8									
採取場所	項目(基準値)	単位	基準値	(4/30)	(5/31)									
放流水槽	pH	-	5.8~8.6											
	BOD	mg/l	60											
	COD	mg/l	90											
	SS	mg/l	60											
	T-N	mg/l	120											
地下水 上流	電気伝導率	mS/m	-	48	44									
	塩化物イオン	mg/l	-	26	28									
地下水 下流	電気伝導率	mS/m	-	44	46									
	塩化物イオン	mg/l	-	58	66									

第1期浸出水処理施設における放流は無し
※第2期浸出水処理施設に水処理を統合(令和6年度より)

(2) 一年に一回の測定項目

採取日(報告日)			※水処理は第2期浸出水処理施設にて実施					
放流水分析項目	単位	基準値	採取場所	地下水分析項目	単位	基準値	採取場所	
			放流水槽				地下水 上流	地下水 下流
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	10	-	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1		

採取日(報告日)			4/8 (4/30)					
放流水分析項目	単位	基準値	採取場所	地下水分析項目	単位	基準値	採取場所	
			放流水槽				地下水 上流	地下水 下流
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005以下	※第2期浸出水処理施設に理由を統合し、令和6年度より	総水銀	mg/l	0.0005以下	<0.00005	<0.00005
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03以下		カドミウム	mg/l	0.003以下	<0.0003	<0.0003
鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下		鉛	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001
シアン化合物	mg/l	1以下		全シアン	mg/l	検出されないこと	<0.1	<0.1
燐含有量	mg/l	16以下		アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと		六価クロム	mg/l	0.05以下	<0.002	<0.002
有機燐化合物	mg/l	1以下		砒素	mg/l	0.01以下	0.002	<0.001
六価クロム化合物	mg/l	0.5以下		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと	<0.0005	<0.0005
砒素及びその化合物	mg/l	0.1以下		トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	0.003以下		テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン	mg/l	0.1以下		ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下		四塩化炭素	mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002
ジクロロメタン	mg/l	0.2以下		1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	<0.0004	<0.0004
四塩化炭素	mg/l	0.02以下		1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下		1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	<0.004	<0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1以下		1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	<0.1	<0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下		1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3以下		1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下		チウラム	mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下		シマジン	mg/l	0.003以下	<0.0003	<0.0003
チウラム	mg/l	0.06以下		チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002
シマジン	mg/l	0.03以下		ベンゼン	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001
チオベンカルブ	mg/l	0.2以下		セレン	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001
ベンゼン	mg/l	0.1以下		クロロエチレン	mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002
セレン及びその化合物	mg/l	0.1以下		1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	<0.005	<0.005
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5以下						
ほう素及びその化合物	mg/l	50以下						
ふっ素及びその化合物	mg/l	15以下						
フェニル、フェニル化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	200以下※1						
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/l	5以下						
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/l	30以下						
フェノール類含有量	mg/l	5以下						
銅含有量	mg/l	3以下						
亜鉛含有量	mg/l	2以下						
溶解性鉄含有量	mg/l	10以下						
溶解性マンガン含有量	mg/l	10以下						
クロム含有量	mg/l	2以下						

※ 「検出されないこと」とは定量限界を下回ることをいう。
※1 アンモニア性窒素×0.4、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量200mg以下